

## 0. はじめに

ホームページの事業案内に関連する最近のトピックス、業界・所属団体動向、展示会、法令改正、その他の最新情報等、ならびに感想や意見を“栗島技術士事務所ニュース”でお知らせします。

## 1. プレス機械関係

●プレス機械に関する安衛則および構造規格の改正  
 標記は平成 23 年 7 月から施行されていますが、現時点の三つの注意点を列挙します。  
 ①安全プレスまたは安全装置の型式検定有効期限の確認が望まれます。(有効期限は 3 年が一般的)  
 ②両手操作式安全プレスは、「寸動」もアンチタイダウン操作になりました。  
 ③材料送給装置を備えたプレス機械の光線式安全装置はブランキング(中間光軸の無効化)が可能になりました。

●労働安全衛生展視察の際の気付き  
 プレス機械安全に関する製品事例

毎回作動監視型 複式電磁弁	光線式人体検出 装置(鏡反射式)
------------------	---------------------



## 2. ものづくり関係

●展示会案内  
 テクニカルショウヨコハマ 2015 が来る 2 月 4 日から 6 日パシフィコ横浜にて開催され、日本技術士会神奈川県支部も出展します。皆様のお役立ち情報を精一杯整えお待ちしておりますので、ぜひ当ブースにお立ち寄りください。

●ISO9001 および ISO14001 改訂動向  
 ISO9001 および ISO14001 の大幅改訂の手続きが最終段階に入り、来年中ごろには ISO 規格として発行される見込みです。  
 なお、左記のテクニカルショウヨコハマで改訂動向セミナーが開催される予定です。

●環境法令改正動向  
 ・大気汚染防止法：建設物の解体に伴う石綿飛散防止対策強化で、①特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者が工事の発注者に変更、②当局立入検査対象に上記工事が追加され、また、解体等工事に係る報告徴収対象に発注者が追加されました。  
 水質汚濁防止法：カドミウム及びその化合物による水質汚濁に係る環境基準が 0.01mg/L から 0.003mg/L に変更されたことに伴う改正で、①地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の値の変更、②水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく排水基準の値が変更されました。  
 ・労働安全衛生法：化学物質による胆管がん事案等の労働災害を踏まえ、化学物質のリスクアセスメントが事業者の義務となりました。

●神奈川県生活環境保全条例改正動向  
 この条例および施行規則は平成 23 年に大幅改正され、作成者が元勤務先で環境管理を実施していたころから見ると相当な内容の充実を感じます。現在、改正予定の様子にて詳細は次のニュースに掲載します。

## 3. 経営管理関係

●和解金支払い報道「米国金融当局との和解」に関して  
 標記は、我が国の大手銀行の決済取引報告に関する望ましくない出来事として、当該企業の HP や新聞で報道されました。本件のポイントは、内部統制が優れていると思われる企業であっても業務執行上のリスクが必ずあると考えます。作成者経験では部下が 20 人を超えると業務実態を直に把握することが困難で、報告に頼ることになり、そこにボタンのかけ違い不安が生じます。不安を除き企業活動の実態を把握するためには、独立した社内監査が必要と思われます。

●環境法令違反事件  
 廃材処理を無許可の廃棄物処理業者に委託したとして、建設会社が委託基準違反により書類送検された事件が報道されました。このような問題は、なぜ ISO 監査(ISO14001)で発見できないのでしょうか、それとも監査に限界があるのでしょうか。

以上